

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第3次DV防止実施計画（平成29～31年度）

平成30年度 年次報告書



令和元年7月

男女共同参画・多様性社会推進課

目 次

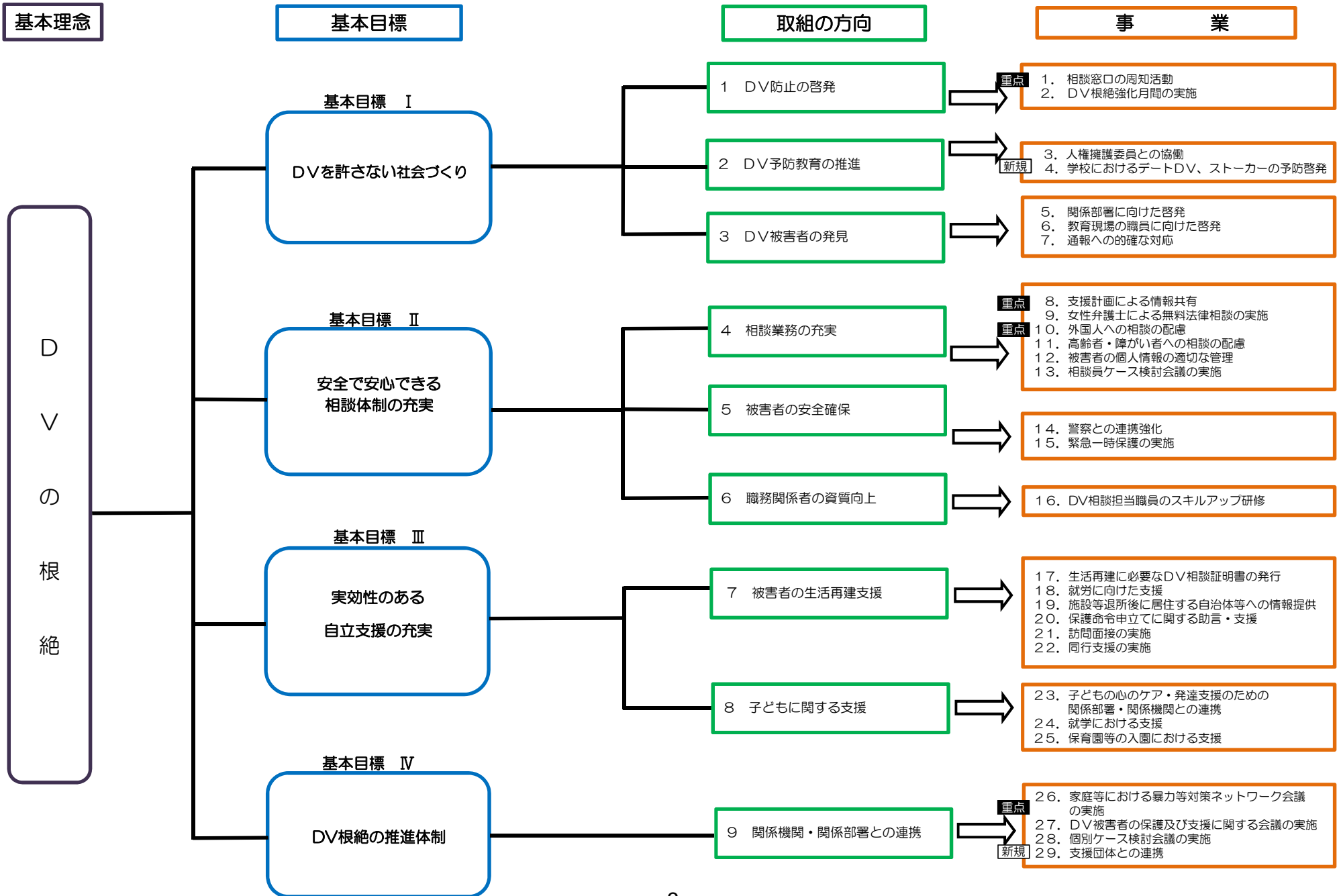
1. 年次報告に関する説明	2	
2. 体系図	3	
3. 事業別一覧	4	～ 6
4. 基本目標ごとのまとめ	7	
5. 事業ごとの実績報告書	8	～ 22

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第6次実施計画」の一部である「第3次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成30年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～6頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（7頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。 ※達成率（％）＝結果÷目標値
- 8～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - ： 十分達成できた
 - ： 概ね達成できた
 - ： やや不十分だった
 - ： 不十分だった

第3次DV防止実施計画の体系図



■事業別一覧

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり		
取組の方向1 DV防止の啓発		
1	[重点] 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。
2	DV根絶強化月間の実施	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎月11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。
取組の方向2 DV予防教室の推進		
3	人権擁護委員との協働	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年2校行います。
4	[新規] 学校におけるデートDV、ストーカークの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカークの予防啓発に取り組みます。
取組の方向3 DV被害者の発見		
5	関係部署に向けた啓発	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた啓発	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向4 相談業務の充実		
8	[重点] 支援計画による情報共有	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	[重点] 外国人への相談の配慮	DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
11	高齢者・障がい者への相談の配慮	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。
12	被害者の個人情報の適切な管理	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。
13	相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向5 被害者の安全確保		
14	警察との連携強化	加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
15	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向6 職務関係者の資質向上		
16	DV相談担当職員のスキルアップ研修	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実		
取組の方向7 被害者の生活再建支援		
17	生活再建に必要なDV相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。
18	就労に向けた支援	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
19	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
20	保護命令申立てに関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
21	訪問面接の実施	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
22	同行支援の実施	DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。

No.	事業名	事業概要
取組の方向8 子どもに関する支援		
23	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
24	就学における支援	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
25	保育園等の入園における支援	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制		
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携		
26	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。
27	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。
28	個別ケース検討会議の実施	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
29	[新規] 支援団体との連携	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。

■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

※市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

基本目標	成果指標	現状値	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
Ⅰ DVを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	92% (平成27年度)	90.9%	95.7%	99.5%	104.7%	95%以上	
			95%以上		95%以上			
Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実	本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合	47% (平成28年度)	54.2%	108.4%	59.6%	108.4%	60%	
			50%		55%			
Ⅲ 実効性のある自立支援の充実	本市のDVに関する支援について知っている人の割合	27% (平成28年度)	48.4%	161.3%	52.9%	160.3%	36%	
			30%		33%			
Ⅳ DV根絶の推進体制	市の行政支援に期待する人の割合	78% (平成28年度)	77.5%	96.9%	81.2%	97.8%	86%	
			80%		83%			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の周知活動			
	No.	1		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。			
目標	配布箇所数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	70箇所以上	70箇所以上	70箇所以上
実績	70箇所	68箇所	66箇所	
取組状況	<p>カード配布と市公式Webサイトにより相談窓口を案内した。カードについては、平成30年度より、日本語と英語を併記したもの、市公式Webサイトの相談窓口案内ページの2次元コードが付いたものに変更した。また、外国人の国籍別市内在住人口や市役所の外国人相談窓口利用者数と窓口での対応言語を調べ、外国語カードを中国語・スペイン語・ベトナム語に変更した。</p> <p>カード配布先は以下のとおり。</p> <p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口となる庁内各課 37課 ・市内公民館 16館 ・仮本庁舎（女性トイレ） 4箇所 ・男女共同参画センター（女性トイレ） 4箇所 ・公民館に併設されていないこども館 5箇所 			
今後の課題等	ベトナム語のカードについて、平成30年度に翻訳が完了、令和元年度に配布を進めていく。庁内関係部署・施設のほか、医療機関や商業施設等への配布を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	DV根絶強化月間の実施			
	No.	2		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。			
目標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	6回	5回	
取組状況	<p>①市公式Webサイト「DV根絶強化月間」ページにて啓発 ②男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」にて啓発 ③広報いちかわ（11月1週号）にて月間記事を掲載 ④DV防止講座「子どもたちをDV加害者にも被害者にもさせないために」を実施（参加人数 12人） ⑤市内の民生委員児童委員に向けてDV防止啓発チラシを配布（市川市社会福祉協議会に依頼）</p> <p>DV根絶強化月間以外にも以下の講座を実施し啓発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止講座「DVが及ぼす子どもへの影響と子どもの支援について」（平成31年1月開催／参加人数 29人） ・DV防止関連講座「アンガーマネジメント講座 ～怒りに振りまわされずに生きるコツ～」（平成31年2月開催／参加人数 48人） 			
今後の課題等	子育て世代やシニア世代、DV加害者の気づきにつながる啓発を実施していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働		No.	3
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年2校行います。			
目標	実施校数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	41校	41校	41校
実績	41校	41校	42校	
取組状況	市内公立小学校39校167学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、19学級減少した。減少の理由は、小学校から依頼される学級数が減少したことによるもの。また、中学校では平成30年度より1校増の3校で人権講演会を実施した。そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。			
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	[新規] 学校におけるデートDV、 ストーカーの予防啓発		No.	4
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。			
目標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートDVのリーフレットを配布している。平成30年度は、市内の高校（15校）の1年生にデートDVのリーフレットを配布した。			
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートDVについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく必要がある。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署に向けた啓発		No.	5
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
目標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回	2回	
取組状況	全職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配信した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。 その他、戸籍等の窓口職員の研修会に参加し、DV被害についての説明や、相談窓口を紹介できるよう情報提供を行った。			
今後の課題等	DV被害者を適切に相談窓口につなげられるよう、DV相談窓口について職員に周知していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた啓発		No.	6
			所管課	男女共同参画課
事業概要	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
目標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発ペーパー）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
取組状況	市立の教育現場職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配布した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校 56校 ・市立保育園、幼稚園 28校			
今後の課題等	私立の教育現場職員への啓発を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	通報への的確な対応		No.	7
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。			
報告	市民や医療機関からの通報件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	7件	1件	6件	
取組状況	DV防止法第6条に基づく通報を一般市民から4件、庁内福祉関係部署から2件受けた。通報者にDV相談窓口について情報提供を行い、DV被害者を相談窓口へ繋いでもらった。			
今後の課題等	通報は、DV被害者がケガをしている場合など、緊急的な安全確保が必要な状況が想定されるため、通報者に適切な案内ができるよう情報提供の内容を整理しておく。また、いち早くDV被害者の面接相談を実施できるような相談体制をとっておく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	〔重点〕 支援計画による情報共有		No.	8
			所管課	男女共同参画課
事業概要	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。			
報告	支援計画に基づき会議を実施したケース数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	21ケース	11ケース	6ケース	
取組状況	緊急避難したケースについて、状況に応じた支援方針を立て、支援機関と連携・情報共有しながら対応した。			
今後の課題等	緊急避難するケースについては、複数の職員が連携して対応することから、支援経過を円滑に情報共有するために、要点をまとめた支援経過記録を作成しておく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
報告	弁護士相談件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	133件	122件	96件	
取組状況	女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。 相談枠にゆとりがあったため、「やや不十分」と評価した。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） （男女共同参画センター休館日を除く）			
今後の課題等	法律相談の利用件数が減少傾向にあるため、市の広報紙等で相談窓口を周知して利用者の増加を図る。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 外国人への相談の配慮		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。			
目標	DV被害者の支援者を養成する講座の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回	2回	
取組状況	通訳者が在籍する市内の国際交流団体の方や学校関係者を中心に、DVについての正しい知識を得るためのDV防止講座を2回実施した。総参加者数は40名。			
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、DVについて正しい理解のある通訳者の派遣を依頼していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	高齢者・障がい者への相談の配慮			No.	11
				所管課	男女共同参画課、介護福祉課、障害者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。				
報告	65歳以上の高齢者および障がい者の相談件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—		
実績報告値	85件	38件	36件		
取組状況	個々の状況に応じて支援者同伴での相談に応じた。また、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎ、支援機関と情報共有しながら対応した。				
今後の課題等	相談に関わる職員が支援機関について広く情報収集し、相談者に必要な支援機関の情報を提供していく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	被害者の個人情報の適切な管理			No.	12
				所管課	男女共同参画課
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。				
報告	管理体制について				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—		
実績報告値	—	—	—		
取組状況	相談者の個人情報や相談内容に関して、「市川市個人情報保護条例」や業務マニュアルに基づき、適切に管理している。相談者の自立のために支援機関につなぐことが必要な場合においては、相談者の同意を得た上で、支援機関へ情報提供している。				
今後の課題等	相談に関わる職員が個人情報の取り扱いについて正しい認識を持って対応していく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	相談員ケース検討会議の実施		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
目標	相談実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	12回	12回	12回
実績	12回	19回	34回	
取組状況	支援が必要な相談者やDV被害の危険性の高い相談者の状況を細やかに把握するため、平成29年12月より、ケース検討会議を月1回の実施から週1回を目安とした実施に変更し、相談に関わる職員で共有・検討を行っている。			
今後の課題等	週1回のケース会議を継続し、相談者に信頼される相談を実施していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化		No.	14
			所管課	男女共同参画課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。			
報告	警察と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	15件	13件	17件	
取組状況	主に緊急避難が必要な場合に、警察と連携し、DV被害者及び同伴者の安全確保を行った。			
今後の課題等	警察はDV被害者の身に危険が及ぶ場合に家庭に介入することができる機関であるため、警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図っていく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	15
			所管課	男女共同参画課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。			
報告	緊急一時保護を実施した件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	11件	5件	2件	
取組状況	シェルター避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。 シェルターへの一時保護件数7件のうち、警察の対応件数が5件、市の対応件数が2件だった。			
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 相談者の避難後の生活に関する不安を軽減するため、市で実施することのできる支援について、いち早く情報提供できるよう福祉関係部署と連携していく。 			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ研修		No.	16
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。			
目標	研修会参加数 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	3回以上	3回以上	3回以上
実績	13回	8回 (延べ18名参加)	8回 (延べ18名参加)	
取組状況	相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。 【参加実績】 ・(国)内閣府主催研修会 2回(延べ4名参加) ・(県)千葉県主催研修会 6回(延べ14名参加)			
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	生活再建に必要なDV相談証明書の発行				No.	17
					所管課	男女共同参画課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。					
報告	DV相談証明書の発行件数					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた			
目標数値	—	—	—			
実績報告値	136件	130件	163件			
取組状況	DV被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なDV相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書を含む）を発行した。					
今後の課題等	早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援				No.	18
					所管課	男女共同参画課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。					
目標	セミナー等の実施回数					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた			
目標数値	—	1回	1回	1回		
実績	1回	2回	2回			
取組状況	男女共同参画センターで「就労支援セミナー」を2回実施した。その他、他機関が主催する講座に、相談内容に応じて案内した。					
今後の課題等	相談者に広く講座情報を周知する。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供			
	No.	19		
事業概要	所管課 男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課			
事業概要	一時保護時施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。			
報告	居住する自治体等への情報提供件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	15件	4件	6件	
取組状況	一時保護施設等の退所後の生活再建には、様々な支援が必要になるため、相談者の希望に応じて新たに居住する自治体や施設等の関係機関へ情報提供を実施した。			
今後の課題等	情報提供の際は、情報の行き違い等がないよう福祉関係部署と役割を明確にして対応する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立てに関する助言・支援			
	No.	20		
事業概要	所管課 男女共同参画課			
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
報告	裁判所への書面提出件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	2件	2件	2件	
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。			
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施		No.	21
			所管課	男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課
事業概要	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。			
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	15件	18件	12件	
取組状況	シェルターや施設に入所中のDV被害者に対して訪問面接を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。DV被害者の心情を考慮し、シェルター入所後3日以内に訪問面接を実施するよう努めている。			
今後の課題等	シェルター入所後、いち早く訪問面接を実施できるような相談体制をとっておく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施		No.	22
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。			
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	10件	12件	3件	
取組状況	シェルター入所中のDV被害者に対して、施設入所のための面接等が必要な際に同行支援を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。			
今後の課題等	同行支援はDV加害者と遭う危険性があるため、安全に配慮しながら計画的に実施する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携			No.	23
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。				
報告	子どもに関する部署と連携した件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—		
実績報告値	18件	45件	95件		
取組状況	DV被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、DV加害者に居場所を知られないよう注意喚起している。				
今後の課題等	子どもの目の前でDVが起きる家庭状況は、面前DVとして子どもへの精神的な虐待に該当する。DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	就学における支援			No.	24
				所管課	男女共同参画課
事業概要	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。				
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数） ※一時保護における件数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—		
目標数値	—	—	—		
実績報告値	6件	0件	0件		
取組状況	義務教育課程の子を持つDV被害者の緊急避難対応がなかった。				
今後の課題等	学校へ通学できなくなる子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるように教育委員会等と連携して対応していく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育園等の入園における支援		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	7件	10件	17件	
取組状況	<p>避難後に同伴児の保育園入園手続きが必要になるDV被害者に対して、避難先自治体への情報提供、DV相談証明書の発行にて支援した。避難先自治体への情報提供はDV被害者本人の同意の上で行っている。</p> <p>【支援の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体への情報提供 5件 ・DV相談証明書による支援 12件 			
今後の課題等	避難後の生活再建において、同伴児の保育園入園を希望するDV被害者のためDV相談証明書等にて引き続き支援していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対処するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。			
目標	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	2回	2回	2回	
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内9部署、庁外17機関が出席し、4虐待（DV・児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待）の対応状況報告や児童虐待問題に関する情報共有、虐待事例の検討等を行った。			
今後の課題等	虐待被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を共有し、支援において有益な情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施			
	No.	27		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。			
目標	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	2回	2回	2回	
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内8課、庁外5機関が出席し、DV相談の対応状況報告や事例検討等を行った。			
今後の課題等	DV被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施			
	No.	28		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。			
報告	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標数値	—	—	—	
実績報告値	18回	0回	1回	
取組状況	避難を希望するDV被害者の支援について、関係機関と協議し情報共有しながら対応した。			
今後の課題等	DV被害者の生活再建等において、複数の関係機関の連携が必要となるときに関係機関を集めて会議実施する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
 取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	[新規] 支援団体との連携		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。			
目標	協働事業の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	8回	7回	
取組状況	<p>男女共同参画センターを拠点にDV防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。</p> <p>【事業内容】 ・DV被害女性を救うための事業 7回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。）</p>			
今後の課題等	DV被害を受けた女性が足を運びたいような企画を考え広く周知する。			